

滋賀県地域防災計画(風水害等対策編・震災対策編・事故災害対策編)
新旧対照表(案) 主な項目のみ抜粋

防災・エネルギー対策特別委員会 資料7
平成28年(2016年)3月15日
知事直轄組織 防災危機管理局

【風水害等対策編】

修正前	修正後
<p>第2章 災害予防計画 第1節 水害予防計画 第2 水害防止対策 3 事業計画 県は洪水予報指定河川および水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、<u>当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる</u>降雨により河川がはん濫した場合に、浸水が予想される区域を<u>浸水想定区域</u>として指定し、<u>浸水想定区域</u>および浸水した場合に想定される<u>水深</u>を公表するとともに、関係市町長に通知する。</p> <p>第2節 土砂災害予防計画 第4 総合土砂災害対策 3 事業計画 (1) 総合的な水害・土砂災害情報システムの整備 滋賀県土木防災情報システム(SISPAD)や<u>雨量情報表示盤配信システムを整備し、市町、県民向けに土砂災害警戒情報や雨量情報等の土砂災害に関する情報を提供する。新たに提供が必要となる情報については、随時システムの改修を行い、対応するものとする。</u></p> <p>第4節 防災知識普及計画 第1 防災知識普及計画 2 事業計画 (2) 実施の方法 ウ 一般住民に対する防災知識の普及 一般住民の防災思想の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図る。 (ア) 普及の方法 a 社会教育を通じての普及 P.T.A.、成人学級、社会学級、青年団体、女性団体等の会合、各種研究集会等の機会を活用して、防災上必要な知識の普及に努める。 b 報道機関による普及 (a) テレビ、ラジオ等による (b) 新聞等による c 広報媒体等による普及 (a) インターネット等による (b) 雑誌等による (c) その他印刷物による</p>	<p>第2章 災害予防計画 第1節 水害予防計画 第2 水害防止対策 3 事業計画 県は洪水予報指定河川および水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、<u>想定し得る最大規模の</u>降雨により河川がはん濫した場合に、浸水が予想される区域を<u>洪水浸水想定区域</u>として指定し、<u>洪水浸水想定区域</u>および浸水した場合に想定される<u>水深等</u>を公表するとともに、関係市町長に通知する。</p> <p>第2節 土砂災害予防計画 第4 総合土砂災害対策 3 事業計画 (1) 総合的な水害・土砂災害情報システムの整備 滋賀県土木防災情報システム(SISPAD)等の整備により市町、県民向けに<u>土砂災害警戒情報やこれを補足する危険度メッシュ情報、雨量情報等の土砂災害に対する警戒避難のための情報を提供する。随時システムの改修を行い、より確実かつわかりやすい情報提供に努める。</u></p> <p>第4節 防災知識普及計画 第1 防災知識普及計画 2 事業計画 (2) 実施の方法 ウ 一般住民に対する防災知識の普及 一般住民の防災思想の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図る。 (ア) 普及の方法 a 社会教育を通じての普及 P.T.A.、成人学級、社会学級、青年団体、女性団体等の会合、各種研究集会等の機会を活用して、防災上必要な知識の普及に努める。 b 報道機関による普及 (a) テレビ、ラジオ等による (b) 新聞等による c 広報媒体等による普及 (a) インターネット等による (b) 雑誌等による (c) その他印刷物による</p>

【風水害等対策編】

修正前	修正後
<p>(d) 映画、スライド等による (e) 図画、作文等の募集による d 起震車による普及 起震車を各消防本部を通じて、広く県民に貸し出し、実的な体験による知識の普及、および技術の向上を図る。 <u>(新設)</u></p> <p>第3章 災害応急対策計画 第2節 情報計画 第2 気象予警報伝達計画 2 計画の内容 (1) 注意報、警報等の種別 ク 土砂災害警戒情報 <u>土砂災害警戒情報とは、土砂災害防止法第27条および気象業務法第11条に基づき、次表に示す発表対象地域において大雨による土砂災害の発生が予想される場合において、土砂災害発生の危険性周知のため滋賀県と彦根地方気象台が共同して発表するものである。</u> <u>土砂災害警戒情報が発表された場合、県は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒情報を関係市町の長に通知し、</u>一般に周知させるため必要な措置を講じる。また、彦根地方気象台は、気象業務法に基づき報道機関の協力を求めて、公衆に周知させるように努める。</p> <p>第4節 災害救助保護計画 第10 行方不明者の捜索、遺体の収容、検視・引渡しおよび火葬(埋葬)計画 2 計画の内容 (5) 遺体の火葬 ア 県本部 県本部は、市町本部から応援要請があったとき、また応援が必要と認めるときは、市町、応援主管府県、国、その他関係機関に対し応援を要請するものとする。なお、県本部は、<u>被災地における火葬者数等を把握し、</u>円滑な火葬ができるように火葬計画の調整を行う。</p> <p>イ 市町本部 (ア)市町本部は、独自で処理不可能な場合は、県本部に対して応援を要請する。</p>	<p>(d) 映画、スライド等による (e) 図画、作文等の募集による d 起震車による普及 起震車を各消防本部を通じて、広く県民に貸し出し、実的な体験による知識の普及、および技術の向上を図る。 <u>e 危機管理センターにおける展示、研修、交流等による普及</u></p> <p>第3章 災害応急対策計画 第2節 情報計画 第2 気象予警報伝達計画 2 計画の内容 (1) 注意報、警報等の種別 ク 土砂災害警戒情報 <u>彦根地方気象台と県は、大雨等により土砂災害発生の危険度が高まった際に、次表に示す発表単位ごとに土砂災害警戒情報を共同発表する。県は、滋賀県土木防災情報システム等により、土砂災害警戒情報を関係市町に確実に通知するとともに、避難勧告等の発令や住民の自主避難の判断のための危険度メッシュ情報等を提供して、一般に周知させるため必要な措置を講じる。また、彦根地方気象台は、気象業務法に基づき報道機関の協力を求めて、公衆に周知させるように努める。</u></p> <p>第4節 災害救助保護計画 第10 行方不明者の捜索、遺体の収容、検視・引渡しおよび火葬(埋葬)計画 2 計画の内容 (5) 遺体の火葬 ア 県本部 県本部は、市町本部から応援要請があったとき、また応援が必要と認めるとき<u>など広域的な火葬の実施が必要な場合は、</u>市町、応援主管府県、国、その他関係機関に対し応援を要請するものとする。なお、県本部は、<u>滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱、滋賀県広域火葬事務処理要領に基づき、</u>円滑な火葬ができるように火葬計画の調整を行う。</p> <p>イ 市町本部 (ア)市町本部は、独自で処理不可能な場合は、県本部に対して<u>滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱、滋賀県広域火葬事務処理要領に基づき</u>応援を要請する。</p>

【震災対策編】

修正前	修正後
<p>第2章 災害予防計画 第25節 地震防災上必要な教育および広報に関する計画 3 具体的な施策の展開 <u>(新設)</u></p>	<p>第2章 災害予防計画 第24節 地震防災上必要な教育および広報に関する計画 3 具体的な施策の展開 <u>(5) 危機管理センターにおける研修・交流等の充実</u> <u>本県における危機管理機能の拠点として、危機管理センターを整備し、災害時における迅速的確な災害対応を行うための、災害対策本部機能と防災情報機能を強化したところである。</u> <u>一方、平常時には、危機管理センターを核として、地域コミュニティ機能の向上と生活防災の浸透につながる効果的な研修・交流等をプログラムとして整理し、以下の4つの項目で実施していく。</u> <u>①研修機能</u> <u>ア 危機対応力を高めるため、県や市町、その他防災関係機関等が効果的な連携を実現するための研修を実施。(1)③を含む)</u> <u>イ 生活防災の視点による取組を県内に広げていくため、被災経験者や地域における言い伝え等先人の知恵を生かした生活防災の取組事例の発掘や地域の特性に応じた防災対策を議論する取組につながる研修等の実施を検討。</u> <u>②交流機能</u> <u>危機管理センターで定期的に行う防災カフェ等の機会を通じ、情報交換や交流ができる場を提供。備え付けのHUG等の研修教材を使用した研修を通じ、多様な団体や組織、個人が集い学ぶ場を提供。</u> <u>③展示機能</u> <u>ア 生活防災に役立つ情報等の展示。</u> <u>イ 自主防災組織等の各団体が活動の成果物等を展示し、自らの活動を他団体に情報発信できるコーナーを設置。</u> <u>④推進体制</u> <u>地域防災力の広がりを目指すためには、多様な主体の参画を得るなど、プログラムの実効性を高めていく検討が必要である。このため協議会等を設置し、定期的に事業内容を評価・検証するよう努める。</u></p>

【震災対策編】

修正前	修正後
<p>第3章 災害応急対策計画 第6節 救急救助および医療救護計画 12 行方不明者の捜索、遺体の収容、検視、引渡しおよび火葬（埋葬）計画 (6) 遺体の火葬 ① 県本部 ア 県本部は、市町本部から応援要請があったとき、また応援が必要と認めたときは、市町、応援主管府県、国、その他関係機関に対し応援を要請するものとする。なお、県本部は、<u>被災地における火葬者数等を把握し、</u>円滑な火葬ができるように火葬計画の調整を行う。</p> <p>② 市町本部 ア 市町本部は、独自で処理不可能の場合は、県本部に対して応援を要請する。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第6節 救急救助および医療救護計画 12 行方不明者の捜索、遺体の収容、検視、引渡しおよび火葬（埋葬）計画 (6) 遺体の火葬 ① 県本部 ア 県本部は、市町本部から応援要請があったとき、また応援が必要と認めたとき<u>など広域的な火葬の実施が必要な場合は、</u>市町、応援主管府県、国、その他関係機関に対し応援を要請するものとする。なお、県本部は、<u>滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱、滋賀県広域火葬事務処理要領に基づき、</u>円滑な火葬ができるように火葬計画の調整を行う。</p> <p>② 市町本部 ア 市町本部は、独自で処理不可能な場合は、県本部に対して<u>滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱、滋賀県広域火葬事務処理要領に基づき</u>応援を要請する。</p>